

## 政令番号235 臭素酸の水溶性塩

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成29年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県					2.9E+3	6.4E+3	3,492.0	6,433.1
12	千葉県					3.7E+0	3.7E+0		3.7
13	東京都								
14	神奈川県					1.9E+4	1.9E+4	5.4	19,005.5
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県					2.8E+2	2.8E+2		280.0
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県					6.0E+0	6.2E+1	56.0	62.0
25	滋賀県	8.3E+1	5.9E+0		88.9	1.4E+2	1.4E+3	1,237.0	1,467.1
26	京都府								
27	大阪府		2.2E+1		22.0	2.1E+1	2.5E+1	3.6	46.6
28	兵庫県					1.7E+0	1.8E+1	16.0	17.7
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県						3.2E+1	32.0	32.0
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		8.3E+1	2.8E+1		110.9	2.2E+4	2.7E+4	4,842.0	27,347.7

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。